

災害時、自力または家族の協力による避難が困難な人へ

避難行動要支援者登録制度 のお知らせ

この制度は、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが困難な人で特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ名簿登録しておく制度です。

また、平常時からの情報提供に同意した人については、地区の避難支援等関係者（民生委員等）に名簿が提供され、日ごろからの地域での見守りや支えあい活動に活用されます。

■避難行動要支援者とは

自宅にお住まいで、災害時に自力または家族の協力による避難が困難な以下のいずれかに該当する人
※施設に入所している人や長期間入院している人は除きます。

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する人
- ② 要介護3から5までの認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ④ その他、上記に準ずる事由で名簿登録を希望する人

■掲載する名簿内容

①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤連絡先 ⑥支援が必要な理由 ⑦身体状況 等

■平常時の名簿提供

平常時からの名簿情報の提供に同意された場合、お住まいの地域の民生委員等に情報を提供し、日ごろからの見守り活動に活用します。

※個人情報の厳守、目的外利用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います。

■同意するには

平常時からの名簿情報の提供に同意いただける人には、個別に同意書をお送りします。お気軽に下記までお問合せください。また、役場保険福祉課窓口にも準備しています。

避難行動要支援者名簿登録制度は、普段からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとする制度です。したがって、必ずしも避難支援を約束するものではありません。 避難行動要支援者名簿を整備することで、自力で避難できない人を地域で支援する体制の整備に取り組みます。

■問合せ先 保険福祉課 福祉係 TEL: 32-2516 (内線 138)

